

～返戻金制度について～

返戻金制度に関する事項

当社紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災などの不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合はこの限りではありません。

- (1) 2 週間以内に退職した場合 紹介手数料の 70%
- (2) 入社後 1 ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の 50%
- (3) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に退職した場合 紹介手数料の 20%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社 アルテミス

派 34-300946

34-ユ-300527

〒729-0104

福山市松永町 4-16-42-11